

## 【インド】 Form 27 提出について、IPO の見解が公表されました

2024 年 3 月 15 日にインド特許規則改正 (Patents (Amendment) Rules, 2024 : 新規則) が公表され、同日施行されました。

詳細につきましては、弊所知財トピックス 2024 年 3 月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/14854/>

規則改正により、これまで毎年提出が必要であった Form 27 (実施報告書) の提出が、3 会計年度に 1 度でよいこととなりました。

しかし、3 会計年度の起算日等の明確な記載が新規則にないため、様々な解釈がなされ、2024 年 9 月 30 日までに Form 27 の提出が必要な対象特許が不明となっていました。そこで、2024 年 7 月 29 日に、インド特許庁 (IPO) と関係者で意見交換の場が設けられ、それを受けた IPO の正式な見解の公表が長らく待たれていました。

ようやく、2024 年 8 月 26 日に IPO は Form 27 に関する FAQ を公表しました。Form 27 の提出期限に関する事項を以下にまとめました。

### 1. 2022 年度以前に付与された特許

(2023 年 9 月 30 日までに Form 27 が提出されている場合)

Form 27 提出期限 : 2026 年 9 月 30 日

報告対象となる実施年度 : 2023 年度、2024 年度、2025 年度

(各年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日であり、例えば、2023 年度は 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日を意味します。)

### 2. 2023 年度中に存続期間が満了した特許

Form 27 提出期限 : 2024 年 9 月 30 日

報告対象となる実施年度 : 2023 年度

### 3. 2024 年度中に存続期間が満了する特許

Form 27 提出期限 : 2025 年 9 月 30 日

報告対象となる実施年度 : 2023 年度、2024 年度

### 4. 2023 年度に付与された特許

Form 27 提出期限 : 2027 年 9 月 30 日

報告対象となる実施年度 : 2024 年度、2025 年度、2026 年度

公表されました FAQ は、以下 URL から全文をご覧ください。

[https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/1001\\_1\\_Final\\_FAQs\\_Form-27\\_26thAugust2024.pdf](https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/1001_1_Final_FAQs_Form-27_26thAugust2024.pdf)